

芭蕉翁生家保存改修検討委員会報告（案）

芭蕉翁生家保存改修検討委員会報告

■はじめに

芭蕉翁生家保存改修検討委員会は、平成 30 年 12 月 20 日に、芭蕉翁生家の改修を行うに当たり市指定史跡を構成する建造物としての適切な保存及び改修に必要な整備内容について、検討することを目的に設置されたものであり、委嘱を受けた学識経験者や伊賀市文化財保護審議会委員、公共団体を代表する者及び地元住民を代表する者で組織された 6 名の委員により検討を行った結果であります。

協議にあたっては、芭蕉翁生家の成り立ち等について認識を深めたうえで、設計業者から工事の概要、現状調査の報告及び検討委員による現場確認も行き、各委員の専門的知識を元に様々な視点から意見交換を行いました。

■芭蕉翁生家について

上野市史によると、建物には江戸後期の様式が見られるため、松尾芭蕉が生まれた当時のものではないとする説もありますが、伊賀上野の町家としてみた場合、他に公開されているものがないため伊賀の歴史文化を知るための貴重な建物であることに間違いはなく、また、現在の建物が松尾芭蕉にゆかりの地として芭蕉顕彰をする人々にとって重要な価値を持ちます。よって公開にあたっては、生誕した家であるかどうか等の情報を整理したうえで、正確な評価を行い、価値を明確化する必要があります。

■活用方法

生家の公開・活用の大きな目的は、伊賀上野の町家そのものや町家での生活が理解できるような施設とすることとします。そして芭蕉にゆかりの屋敷とするものとし、蓑虫庵、俳聖殿、芭蕉翁記念館などの他の芭蕉ゆかりの施設とつながりを持たせ活用することとします。

・建物の公開について

土間廻り店、中の間、座敷の 3 室を公開し、基本は土間から座敷を眺められるようにする。貸館としての使用は行わないが、市の行事などで使用する際には座敷へ上れるようにする。またつし 2 階については非公開とし、釣月軒は座敷に上がらず土間から観覧できるようにする。土蔵については建築基準法上課題があるため内部は非公開とする。

・管理スペースは現状の場所とし、管理上必要となる水道・電気等の設備の体裁を整えて設置する。

■保存改修方法

保存改修にあたっては、市史跡を構成する歴史的建造物として改修の記録を残したうえで、現存の状態を基準とした改修を行うこととします。

また、法令等で示された基準についてはそれを満たすよう改修しますが、江戸時代の建物の雰囲気可能な限り壊さないよう行うこととします。

- ・主屋及び主屋増築部

北側への傾斜が著しいため、屋根・床・壁を解体し、軸部を修正することとします。その際、既存の部材は可能な限り使用することとします。

東側玄関上の屋根については道路の幅員確保のため、現状の見た目を損なわないよう留意しながら一部切り詰めることとします。

現代的な水道電気等の管理上必要な設備については、体裁を整えて設置し、冷暖房機器については、管理人室のみに設置することとします。

採光・排煙窓については、既設の採光窓や排煙窓を活用することとします。

耐震補強については、屋根の土を降ろすことで軽量化を図るとともに、ブレースや仕口ダンパーを観覧者から極力見えない部分に使用し、耐震補強箇所露出を必要最小限にとどめることとします。

- ・釣月軒

瓦は傷んでいるため新しい瓦に葺替えることとします。また外壁の杉皮仕上も傷んでいるため、修理することとします。

耐震化については屋根の土を降ろすことで軽量化を図るとともに、6畳間床下、屋根裏及び外壁土壁部分に板を張ることとします。

- ・土蔵

非居室で大壁作りであるため、内側に沿わせて耐震用壁を設け、一部袖壁を設けて補強することが望ましい。建物の倒れや沈みはないため、屋根はそのままにし、耐震補強として屋根裏に斜めにブレースを設置し、1階及び2階の床に構造用合板を張る。見える部分にダンパーを設置することも検討する。

なお、昭和に建てられた建物にしては基礎がないため、砕石を取り除きRCベタ基礎を敷設しアンカーで建物の定着を行うこととします。

- ・庭

植樹された経緯や歴史のある樹木については調査したうえで、活用や整備の観点で設計することとします。

- ・トイレ

来館施設としてトイレ施設は必要ですが、史跡内に整備することはできないため、近隣地に整備することとします。

- バリアフリーについて

座敷のあたりは建物の雰囲気を生かした使い方をすることとし、通常は土間の方から見ていただき、行事等で必要があるときには体制をつくることで対応することとします。

東側入口や土間に生じる地覆については、取り外しのできるスロープを用意するなど、車いすの方などが利用しやすくすることとします。